

2022

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

12月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
えひめ仕事と家庭の両立応援企業 11月の認証企業のご紹介	2
令和5年度県立産業技術専門学校入校生募集（普通課程：後期試験）	3
令和4年度愛媛県職業能力開発促進大会が開催されました！	4
第60回技能五輪全国大会の結果について	5
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	6
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	7
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 助成対象者の募集	8
知事表彰の実施について	9
障がい者雇用に関する企業向けWEBセミナー受講者を募集します	10
労働委員会の窓（11月分）	11

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	13
愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ	15
年末年始における労働災害防止対策の徹底について	17
令和4年 業種別労働災害発生状況	20
愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進	21
令和4年災害発生状況グラフ（令和4年10月末）	24
令和4年死亡災害発生状況一覧（令和4年10月25日現在）	29
SAFE コンソーシアム	31
年末年始無災害運動	33
新しい働き方・休み方を実践するため有給休暇を上手に活用	35

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
 - 原則として、20歳以上65歳以下であること。
- (離職者の方)**
- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
 - ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
 - ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。
- (休業者の方)**
- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
 - ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 ～令和4年11月の認証企業のご紹介～

《概要》

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

《認証企業》

11月は、両立応援ゴールド企業

5社を新規認証しました。

(11月認証内訳)

【両立応援ゴールド企業】
新規5社、更新2社



認証マーク

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】5社

認証番号	企業名	所在地
48	三木特種製紙株式会社	四国中央市
49	株式会社アテックス	松山市
50	株式会社カナン・ジオリサーチ	松山市
51	株式会社 GOOD FIELD	松山市
52	一般社団法人愛媛県法人会連合会	松山市

【更新】2社

認証番号	企業名	所在地
25	株式会社よんでんライフケア	松山市
7	社会福祉法人御荘福祉施設協会	愛南町

《認証のメリット》

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきませんか？

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 働き方改革に向けた社内の機運醸成

《制度のお問い合わせ》

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260

令和5年度 県立産業技術専門校入校生の募集について (普通課程：後期試験)

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 TEL (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 TEL (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



※後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。



応募資格

高等学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は各産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。

- 1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
- 2) 写真（3か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4cm×横3cm）
- 3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

校名	願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
新居浜校	令和5年1月13日(金)～2月24日(金)必着	3月3日(金)	3月10日(金)	令和5年4月11日(火)
愛媛中央校	令和5年1月4日(水)～1月27日(金)必着	2月3日(金)	2月10日(金)	

※ 普通課程のうち、中期試験の募集（12月16日(金)入校選考）で定員を満たした訓練科については、後期試験以降の選考試験を実施しないため、募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円

入校料：5,650円

授業料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。

（作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。



手に貼つけるなら愛媛県
立産業技術専門校
http://www.pref.ehime.jp/sangisen/index.html



愛媛県職業能力開発促進大会を開催！

《概要》

11月30日（水）愛媛県生涯学習センターにおいて、令和4年度愛媛県職業能力開発促進大会が、愛媛県、愛媛県職業能力開発協会及び愛媛県技能士会の共催により開催されました。

大会では、黄綬褒章などの顕彰・伝達に続いて、職業訓練の推進や技能検定制度の普及促進に功労のあった方々が表彰されたほか、愛媛マイスター認定証の授与が行われました。

また、表彰式後は、「人間力は現場で育つ」と題して、有限会社ナカノジョイントカンパニースクール長 中野 千代美 氏に講演を行っていただきました。

●黄綬褒章受章者

前田 清幸【木製建具製造工】

●厚生労働大臣表彰受賞者

○卓越技能者 現代の名工

宇野 保夫【表具師】

○技能検定関係団体

愛媛防蝕防水工事協同組合

○技能検定関係功労者

宇都宮 徳見

●職業訓練功労者等知事表彰受賞者

○技能検定関係優良事業所

双葉工業株式会社

○技能検定関係功労者

井上 和彦（（一社）日本塗装工業会愛媛県支部）

宮崎 昭義（愛媛県鉄筋業協同組合）

貝崎 要（（一社）日本塗装工業会愛媛県支部）

佐藤 政利（川之江造機株）

尾上 和博（（一社）全国建設室内工事業協会 四国支部愛媛会）

○優秀技能者

鹿村 渉（株三浦マニファクチャリング）

寺田 昭彦（ネストホテル松山）

松岡 弘二（株濱崎組）

内田 敏之（有内田パン）

大上 将司（有老香港）

●愛媛マイスター

保持 泰二郎【冷凍空気調和機器施工】（三電工業所）



第60回技能五輪全国大会

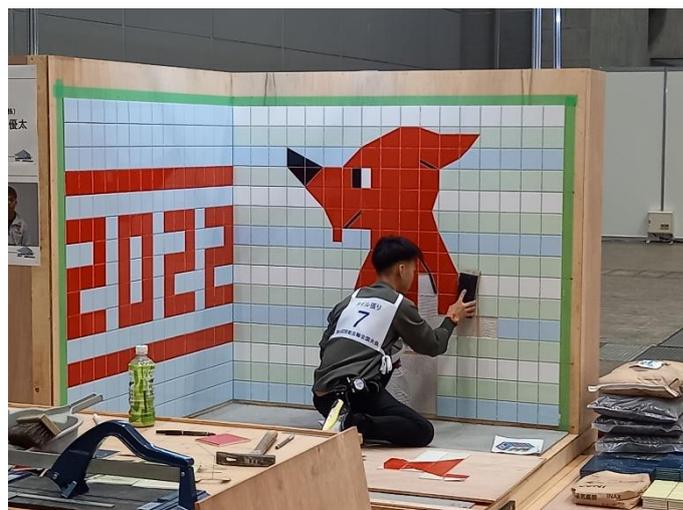
《概要》

山本 優太 選手 金賞おめでとうございます！

原則 23 歳以下の青年技能者が、41 の職種で技能レベルの日本一を競う大会「第 60 回技能五輪全国大会」が、令和4年 11 月4日(金)から 7日(月)まで、千葉県で行われ、愛媛県からは、当日 8 名の選手が出場し、それぞれの技能を競いました。

競技の結果、タイル張り職種の山本優太選手が、見事、金賞を受賞されました。

誠におめでとうございます！



《競技の結果》

【愛媛県出場登録選手（うち出場 8 名）】

競技職種	氏名	所属機関(学校)名	備考
レストランサービス	大岩 駿介	河原外語観光・製菓専門学校	辞退
左官	奥川 萌絵	株式会社濱崎組	
タイル張り	山本 優太	正和商事株式会社	金賞 (1位)
とび	矢野 真希	大谷総業株式会社	
冷凍空調技術	武井 大貴	ダイキンエアテクノ株式会社	辞退
電子機器組立て	石田 青聖	県立松山工業高等学校	
	芳野 魁星		
	重松 京佑		
	川手 陽斗		
	北山 凜		

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー(10/28)
- 県内企業の魅力発見セミナー(11/30)
- 職場見学・マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】(TEL) 089-931-2208 (メール) ehime-koyou@pasona.co.jp

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式LINE



LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

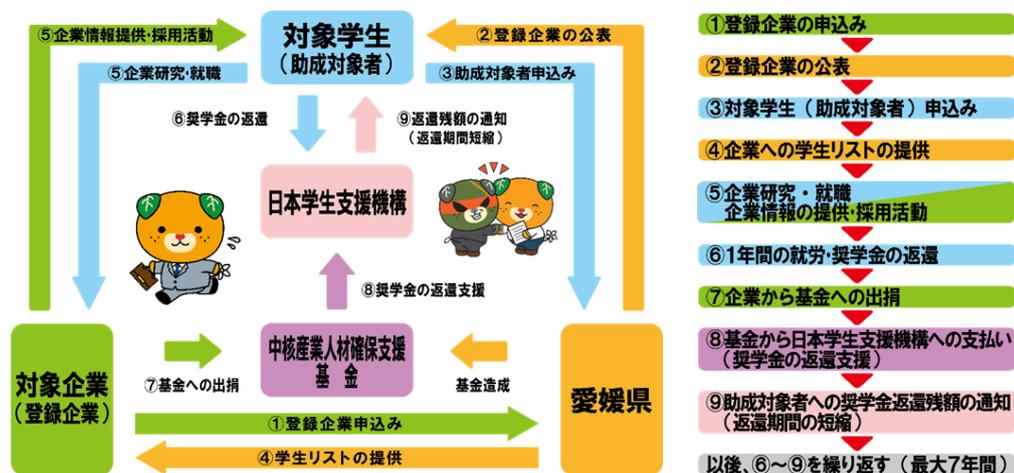
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 助成対象者を募集しています！

《概要》

愛媛県では、平成30年度から、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着やU・I・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度を実施**しています。

現在、次のとおり、**助成対象者となる大学生・大学院生を募集**していますので、ぜひご応募ください。

■ 募集対象

- ① R6.3月末卒業予定者（新規募集）
- ② R5.3月末卒業予定者（追加募集）

■ 募集締切

令和5年2月28日（火）

↓ 詳細はコチラ ↓

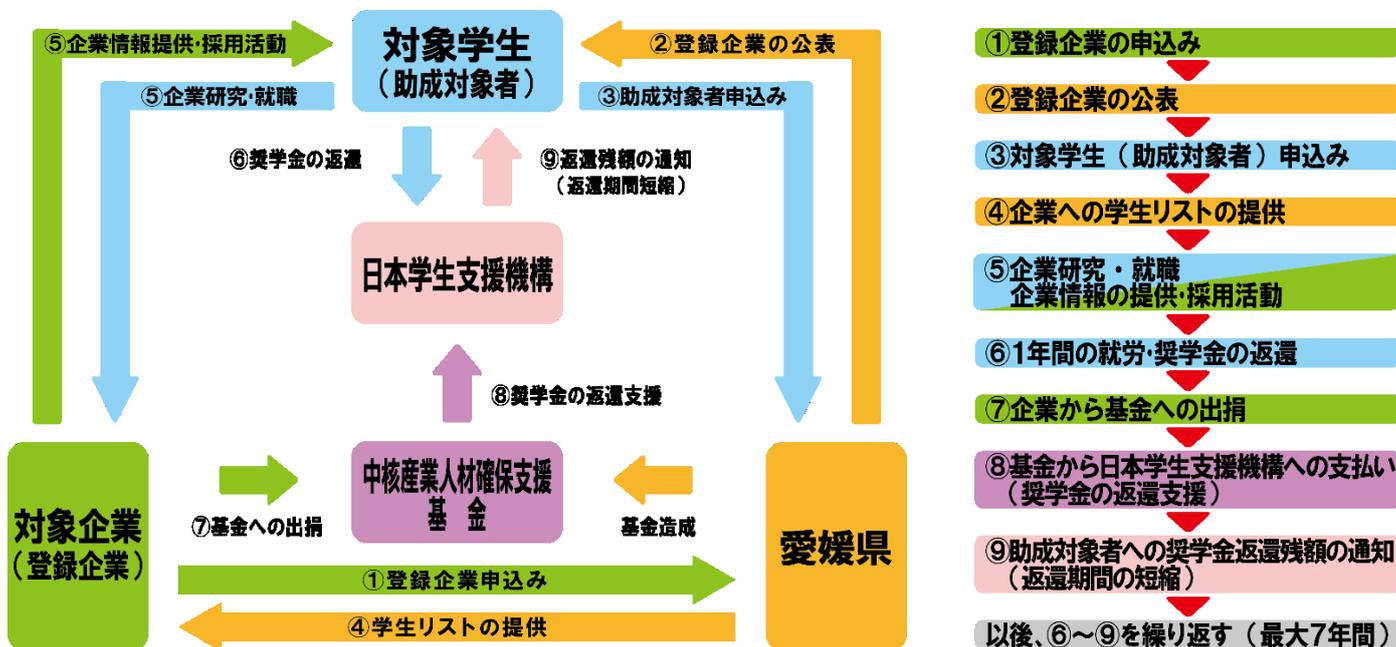


(R6.3 月末卒対象)



(R5.3 月末卒対象)

＜手続きの流れ＞



《申請手続き》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

(R6.3 月卒対象)

https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_nintei202403



(R5.3 月卒対象)

https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_nintei202303



知事表彰の実施について

愛媛県では、建設労働者の雇用の改善等について、積極的な活動を展開し、その成果が見られる次の建設事業所に対し、令和4年12月2日に実施した「愛媛県建設雇用改善優良事業所知事表彰伝達式」において、知事表彰を授与いたしました。

記

- 建設雇用改善優良事業所知事表彰
 - ・ 株式会社相中組（伊予市）
 - ・ 株式会社小林組（今治市）
 - ・ 株式会社美川建設（久万高原町）



障がい者雇用に関する企業向けWEBセミナーの受講者を募集します！

《概要》

愛媛県では、障がい者雇用に関する各種制度や助成金、障がい者雇用に取り組む企業が相談したり支援を受けられる機関、障がい特性に応じた必要な配慮等について学ぶセミナーを開催します。

はじめて障がい者雇用に取り組む企業から既に障がい者雇用に取り組んでいる企業、支援機関のご担当者など、どなたでも受講できますので、お気軽にお申込みください。

○配信期間：令和4年12月5日（月）～令和5年3月31日（金）

○申込期限：令和5年3月20日（月）

○受講料：無料

《WEBセミナーの内容》 セミナー動画は順次追加します。

○企業経営に活かす障害者雇用の経験とノウハウ

- ・職場は均質ではない～「多様性」という切り口～
- ・「健康経営」と産業保健／企業経営における「障害者雇用の効果」
- ・障害者雇用の実践

○障害者雇用の公的支援

○障がい者のテレワーク雇用で経営課題を解決



《申込方法》

受講申込フォーム (<https://ehime-koyousousyutsu.com/kigyuu/entryform.html>)にて必要事項をご入力ください。

受講申込みをされた方に、セミナー動画を視聴できるサイトのURLをメールにてお知らせします。



受講申込みはこちらから

労働委員会の窓（11月分）

《会議関係》

- 11月11日 第1320回公益委員会議
「愛媛労委平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件について（第4回合議）」など1件
- 11月25日 第1212回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など6件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育,学習支援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第3号	教育,学習支援事業	R元.9.30	1,2,3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
11月	11	16
累計(4月～)	159	287

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国 8 か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成 13 年以降 20 年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを 24 時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が 1 級から 3 級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60 歳以上で障害等級 4 級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員 90 人（個室 70 室、多床室 4 人×5 室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約 30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族 1 人 （42%減額）	扶養親族 2 人 （53%減額）	扶養親族 3 人以上 （58%減額）
1,200,000 円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000 円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000 円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000 円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000 円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000 円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所 在 地：愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 番 12 号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和4年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金（1時間977円）
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（1時間963円）
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（1時間947円）
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間985円）
- ⑤ 各種商品小売業最低賃金（1時間854円）

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間853円）が適用されます。

使用者も労働者も
必ず確認、
最低賃金！



詳細は次ページの一覧表又は愛媛労働局ホームページをご覧ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/home.html>

◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室（電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署（電話 089-917-5250）

新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）

今治労働基準監督署（電話 0898-32-4560）

八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）

宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）

愛媛県特定最低賃金

産 業 名	時 間 額	適 用 除 外	改正発効年月日
パルプ、紙製造業 <small>(機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)</small>	977 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務	令和4年 12月25日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 <small>(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)</small>	963 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務	令和4年 12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>(発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)</small>	947 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務 <small>(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)</small>	令和4年 12月25日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	985 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務	令和4年 12月25日
各種商品小売業 <small>(衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。)</small>	854 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務	令和4年 12月25日

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には**愛媛県最低賃金**が適用されます。
 ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

愛媛県最低賃金

時 間 額	853 円	改正発効年月日	令和4年10月5日
-------	--------------	---------	-----------

年末年始における労働災害防止対策の徹底について

愛媛労働局では、平成30年からの5年間で「愛媛第13次労働災害防止推進計画」として労働災害防止対策を推進しており、計画の最終年となる本年は、死亡災害は過去最少を更新する9人以下、死傷災害（休業4日以上）は、新型コロナウイルス感染症のり患者を除き、対前年比で12.0%以上減少させることを目標としています。

しかしながら、本年の労働災害による死亡者数は、10月末日現在で9人と前年同期比で1人増加し、建設業で5人、造船業（輸送用機械器具製造業）で3人が亡くなられており、これらの業種では死亡災害撲滅に、より一層の取組が必要となっています。

また、死傷災害（休業4日以上）は、10月末日現在で1,986人と前年同期比で+749人（60.5%）と大幅に増加し、そのうち863人（43.5%）が新型コロナウイルス感染症のり患者であり、特に保健衛生業や建設業の感染者が多数を占め、これらの業種を重点に引き続き感染症防止対策の徹底が求められています。

なお、死傷災害については新型コロナウイルス感染症を除いた場合でも、10月末日現在の前年同期比で+6人（0.5%）増加し、特に飲食店を含む接客娯楽業（12.8%）、社会福祉施設を含む保健衛生業（10.5%）、建設業（10.1%）では増加が顕著となっており、これらの業種における労働災害防止対策の強化が必要となっています。

これから年末・年始を迎えるに際し、慌ただしい状況下での作業や、設備等の清掃、点検、修理、停止及び立ち上げといった非定常作業が多くなることから、愛媛労働局では、死亡災害の撲滅と一層の労働災害防止のため、令和4年12月1日から令和5年1月15日までの年末年始の期間中、中央労働災害防止協会主唱の「令和4年度 年末年始無災害運動」も踏まえ、下記事項の徹底を図ることといたしました。

各事業者におかれましては、本対策の趣旨を御理解いただき、下記事項を重点に労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 全ての業種における基本的な対策

- (1) 期間中の安全衛生方針の樹立と経営トップ等による表明
- (2) 職場の安全パトロールによる機械及び設備等の総点検
- (3) リスクアセスメント※1に基づく職場の危険要因の洗い出しとリスク低減対策の実施
- (4) 危険予知（KY）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (5) 年末年始の大掃除を契機とした4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底
- (6) 転倒危険箇所の洗い出しや危険箇所の見える化などの転倒災害防止対策（STO

P！転倒災害プロジェクト)の推進※2

- (7) 高年齢労働者の特性に配慮した作業改善や体力に応じた対応などの高年齢労働者対策（エイジフレンドリーガイドライン）の推進※3
- (8) 腰に負担がかかる作業や不自然な作業姿勢の防止などの腰痛予防対策（職場における腰痛防止対策指針）の推進※4
- (9) 新型コロナウイルス感染症※5、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (10) 交通安全教育の実施や適正な労働時間の管理などの交通労働災害防止対策（交通労働災害防止のためのガイドライン）の推進※6
- (11) 安全衛生旗の掲揚やポスター掲示等による安全衛生意識高揚対策の実施

2 上記1に加え死亡災害や死傷災害が増加している業種における重点対策

(1) 造船業

- イ 足場等での高所作業、クレーン作業及び船体ブロックの組立作業を行わせる際は、作業手順に基づく安全を優先した作業の徹底
- ロ 溶接作業時には防火に配慮した服を着用させる、船体内部などの通風が不十分な場所で作業する際には換気装置を設置するなどの爆発・火災災害の防止対策の徹底

(2) 建設業

- イ 適切な足場の設置、脚立等からの墜落・転落防止対策※7の徹底及び墜落制止用器具の適切な使用
- ロ ドラグ・ショベルなどの建設機械等で作業を行わせる際は、誘導者の配置や立入禁止区域の設定などの接触災害防止対策を徹底

(3) 保健衛生業や接客娯楽業などの第三次産業

- イ 経営トップによる安全衛生方針の表明や4 S活動及びK Y活動の推進などの「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」※8への取組
- ロ S A F Eコンソーシアム※9への参画を通じた企業の安全衛生水準の向上

(参照ホームページ)

※1 リスクアセスメント（厚生労働省ホームページ）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html

※2 転倒災害防止 「STOP！転倒災害プロジェクト」（厚生労働省ホームページ）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

※3 高年齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

※4 腰痛予防対策（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/

anzeneisei02_00005.html

- ※5 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する資料一覧（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

- ※6 交通労働災害を防止するために（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

- ※7 はしごを使う前に・脚立を使う前に（厚生労働省作成のリーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

- ※8 安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（厚生労働省ホームページ）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

- ※9 S A F E コンソーシアムポータルサイト（厚生労働省ホームページ）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/#symposium>

（参考資料）

- 資料1 令和4年 業種別労働災害発生状況
- 資料2 愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進
- 資料3 令和4年 労働災害（休業4日以上）発生状況（10月末現在）
- 資料4 令和4年 死亡災害発生状況一覧表
- 資料5 S A F E コンソーシアムリーフレット
- 資料6 令和4年度 年末年始無災害運動リーフレット



令和 4 年 業種別労働災害発生状況

令和 4 年 10 月末現在
愛媛労働局

業 種 別	局		増 減		
	4 年	3 年	件数	増減率	
全 産 業	(9) 1986	(8) 1237	+749	+60.5%	
製 造 業	(3) 321	(1) 298	+23	+7.7%	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	72	72	±0	±0
	織 維 工 業	8	7	+1	+14.3%
	そ の 他 の 織 維 製 品	7	4		
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	23	19	+4	+21.1%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	4	1		
	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	12	11	+1	+9.1%
	紙 加 工 品 製 造 業	20	16	+4	+25.0%
	印 刷 ・ 製 本 業	6	4		
	化 学 工 業	11	17	-6	-35.3%
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	13	16	-3	-18.8%
	鉄 鋼 業	5	5	±0	±0
	非 鉄 金 属 製 造 業	3	2		
	金 属 製 品 製 造 業	37	26	+11	+42.3%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	25	20	+5	+25.0%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	4	5	-1	-20.0%
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	(3) 44	(1) 46	-2	-4.3%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	6	2		
そ の 他 の 製 造 業	21	25	-4	-16.0%	
鉱 業	1	4			
建 設 業	(5) 229	(2) 161	+68	+42.2%	
建 設 業	土 木 工 事 業	(3) 56	(1) 50	+6	+12.0%
	建 築 工 事 業	73	75	-2	-2.7%
	う ち 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	15	23	-8	-34.8%
	そ の 他 の 建 設 業	(2) 100	(1) 36	+64	+177.8%
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業	17	6	+11	+183.3%	
道 路 貨 物 運 送 業	116	117	-1	-0.9%	
貨 物 取 扱 業	6	9	-3	-33.3%	
う ち 港 湾 運 送 業	2	5			
農 業	32	22	+10	+45.5%	
林 業	16	(1) 21	-5	-23.8%	
畜 産 ・ 水 産 業	24	17	+7	+41.2%	
商 業	181	(3) 197	-16	-8.1%	
う ち 小 売 業	126	(2) 154	-28	-18.2%	
金 融 広 告 業	6	18	-12	-66.7%	
映 画 ・ 演 劇 業					
通 信 業	15	23	-8	-34.8%	
教 育 研 究 業	15	10	+5		
保 健 衛 生 業	825	197	+628	+318.8%	
う ち 社 会 福 祉 施 設	528	138	+390	+282.6%	
接 客 娯 楽 業	54	40	+14	+35.0%	
う ち 飲 食 業	35	24	+11	+45.8%	
清 掃 と 畜 業	62	51	+11	+21.6%	
官 公 署	1	1			
そ の 他 の 事 業	(1) 65	(1) 45	+20	+44.4%	

※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、()内は、死亡者数を表し内数である。

愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進

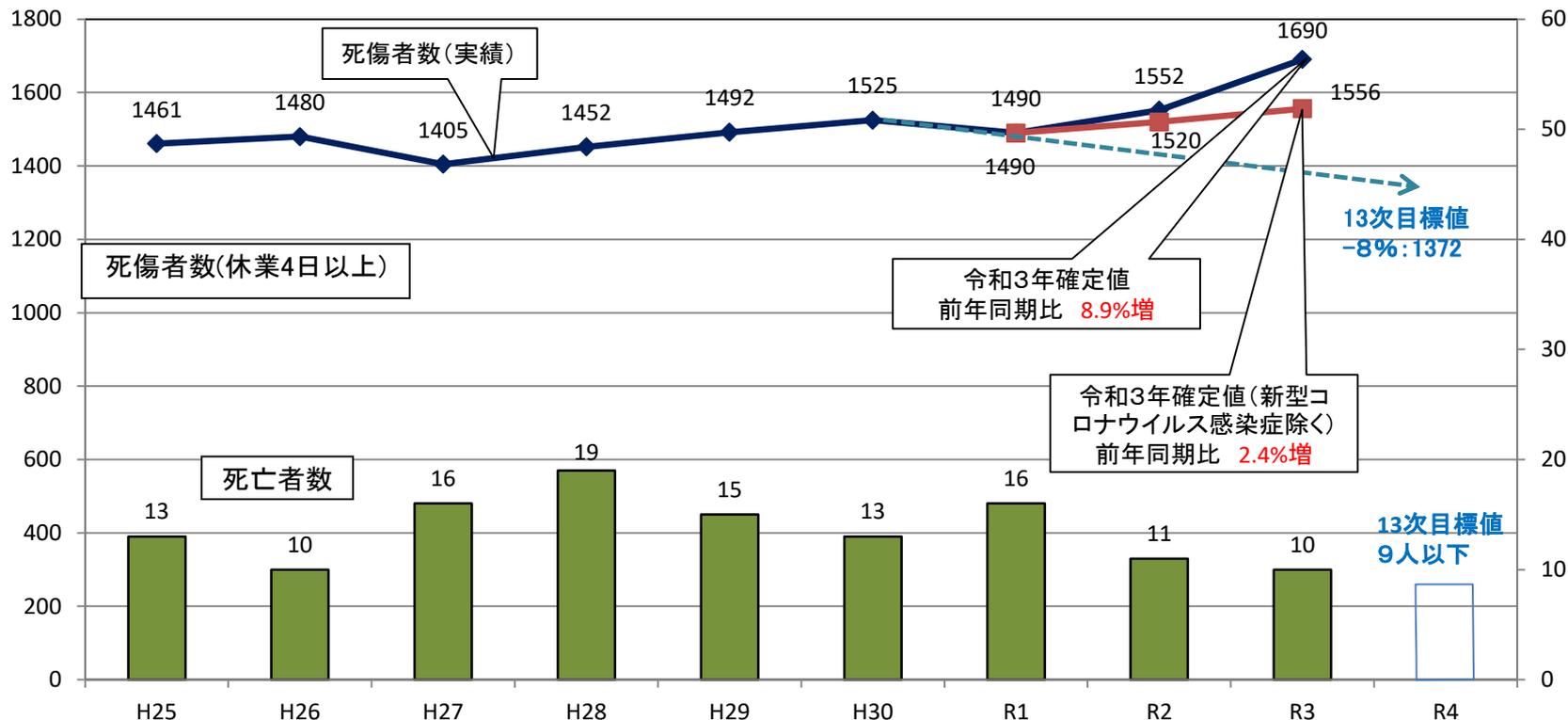
資料2

愛媛県内

1 愛媛第13次労働災害防止推進計画における労働災害の推移

(死傷者数:人)

(死亡者数:人)



第12次労働災害防止推進計画	愛媛第13次労働災害防止推進計画
期間 平成25年～平成29年	期間 平成30年～令和4年
目標 死傷 1,326人(-15%) 死亡 13人以下 [平成29年において:対平成24年比]	目標 死傷 1,372人(-8%) 死亡 9人以下 [令和4年において:対平成29年比]
実績 死傷 1,492人(-4.4%) (内数死亡15人(-6.3%))	実績 令和3年:死傷者数 1,690人(対前年同期 +138人、+8.9%) :死亡者数 10人(対前年同期 -1人)

2 愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進状況

○愛媛第13次労働災害防止推進計画の目標 令和4年までに平成29年と比較して

①死亡災害:過去最少(平成26年10人)を更新する9人以下に減少させる。

②死傷災害:過去最少(平成27年1,405人)を更新する1,300人台とするため、8%以上減少させる。

○業種別目標(上記以外) 令和4年までに平成29年と比較して

○ 製造業・建設業 死亡災害:過去最少の2人以下 死傷災害:10%以上減少

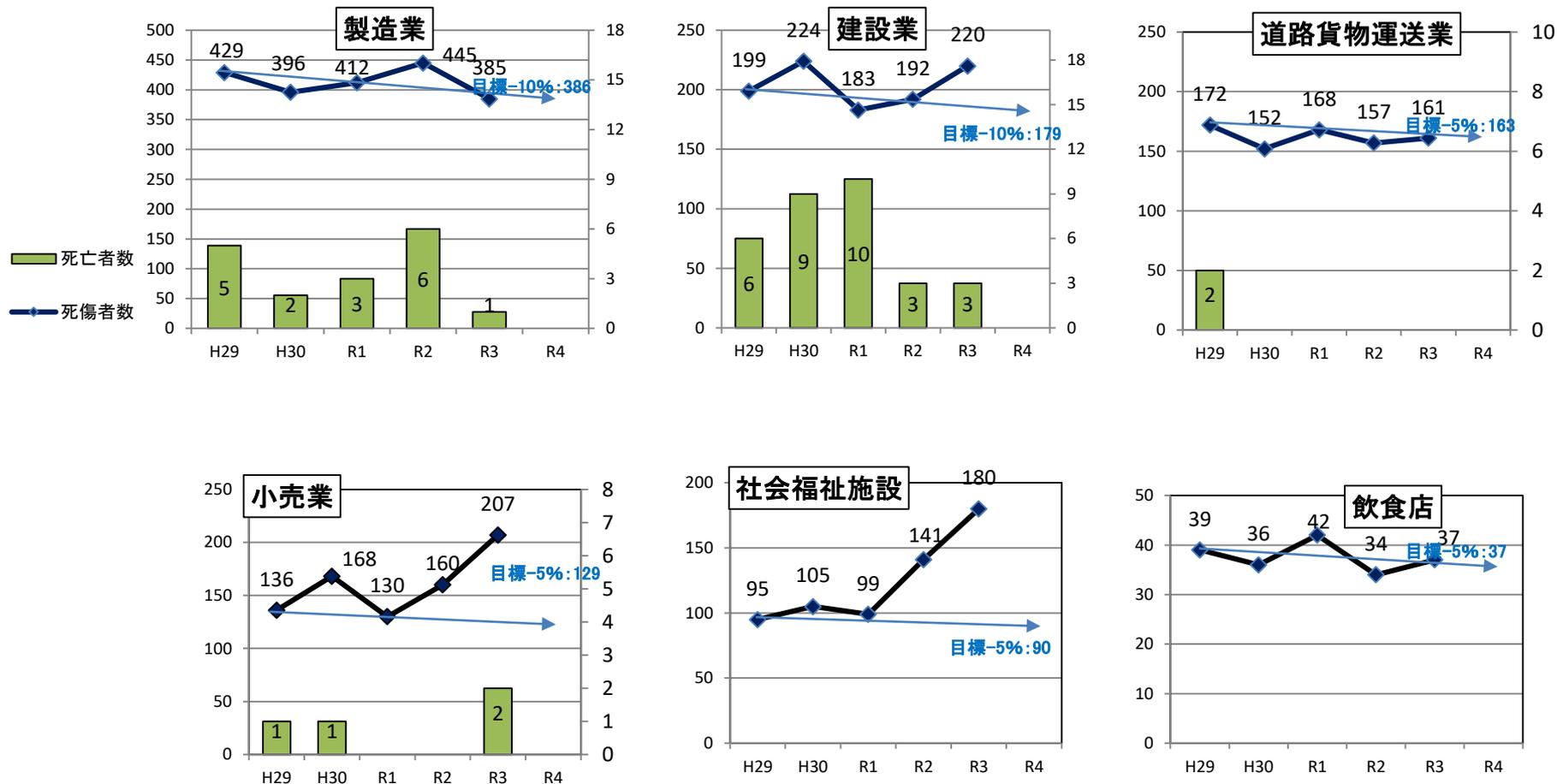
○ 林業 死亡災害:ゼロとする

○ 道路貨物運送業・小売業・社会福祉施設・飲食店 死傷災害:5%以上減少

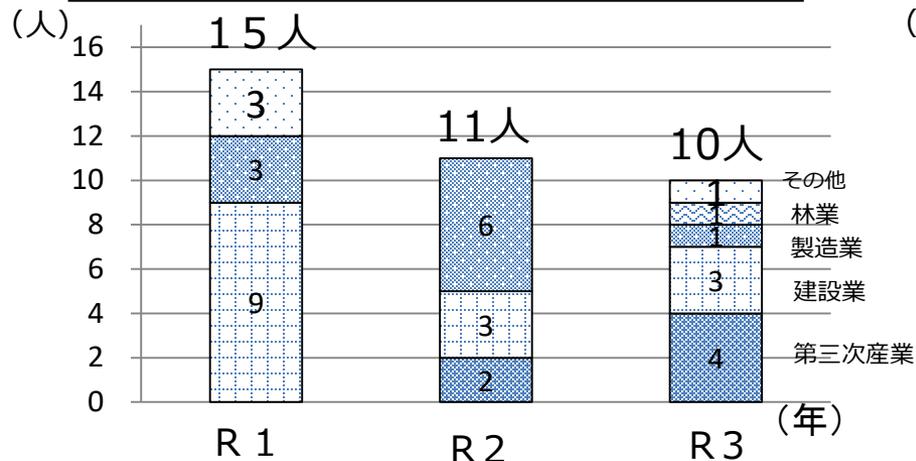
令和4年度目標

年間死亡者数を9人以下、
年間死傷者数を前年比12.0%以上減少させる。
(新型コロナウイルスり患者を除く)

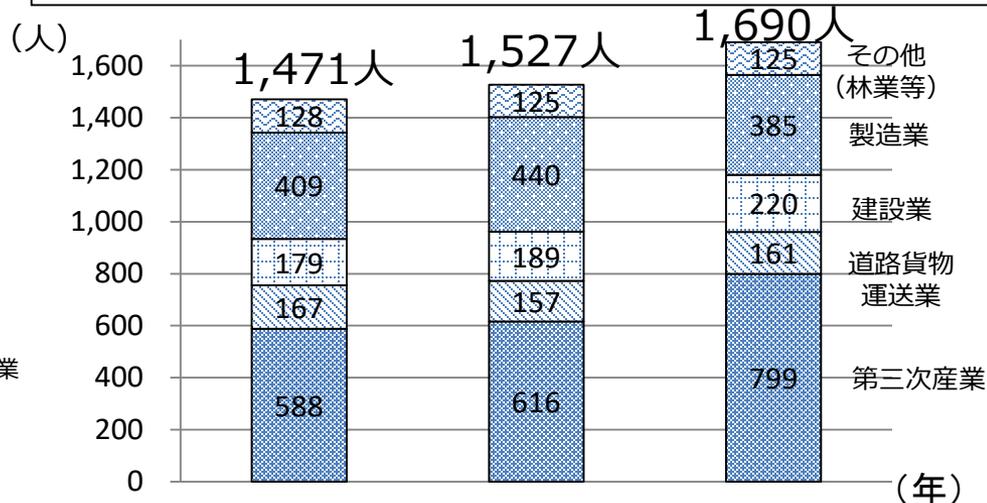
重点業種別労働災害発生状況 (折線グラフ/死傷者数 棒グラフ/死亡者数)



死亡災害(10人、前年同期比 -1)

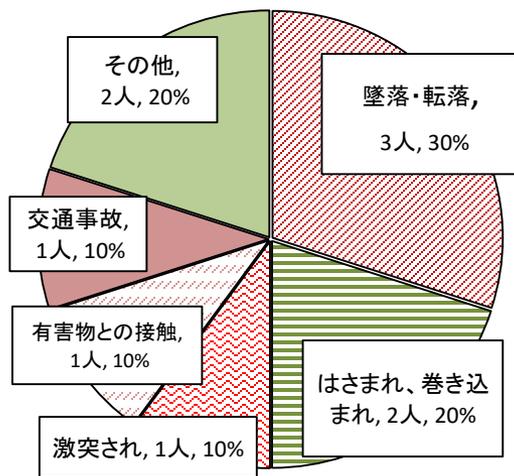


休業4日以上の死傷災害(1,690人、前年比+15.4%)

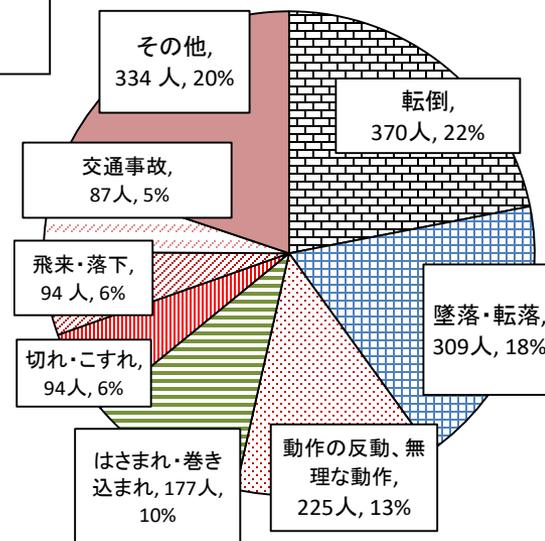


事故の型別労働災害発生状況

死亡災害 (10人)



死傷災害 (1,690人)

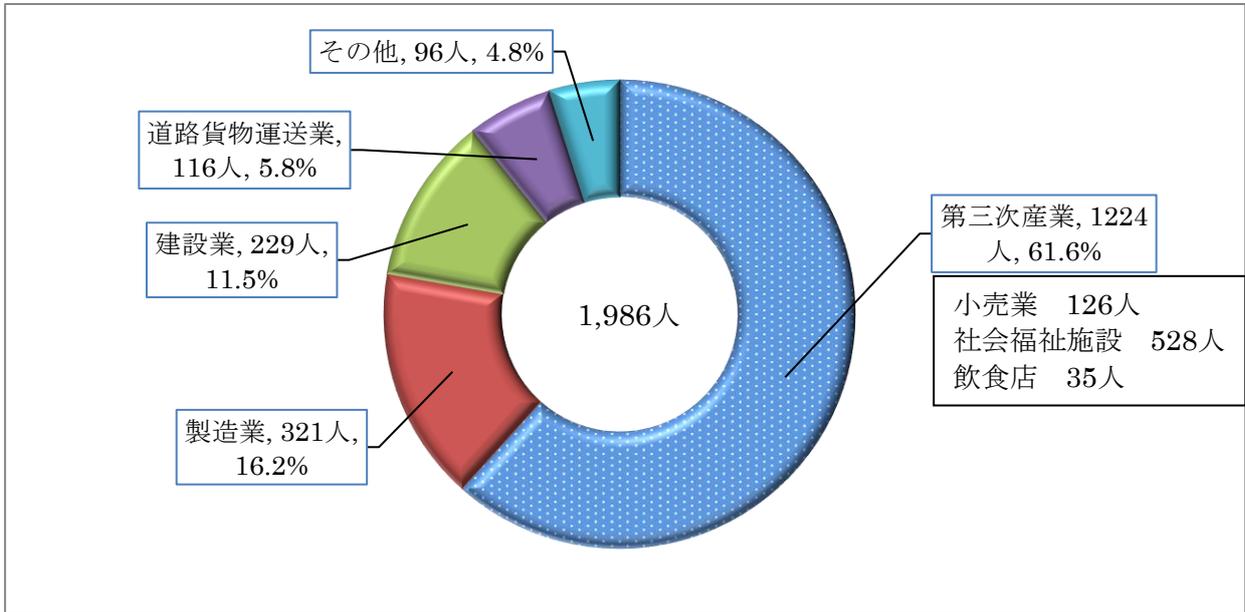


出典：労働者死傷病報告

令和4年 労働災害（休業4日以上）発生状況（10月末現在）

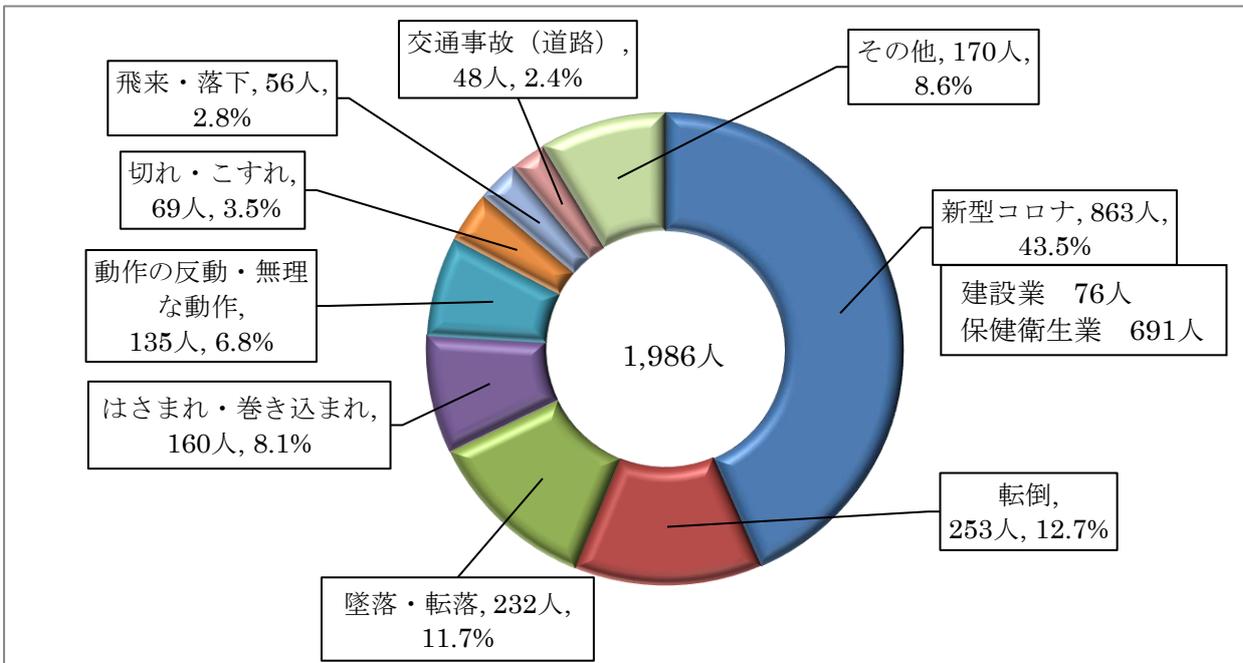
愛媛労働局

1 業種別死傷災害発生状況



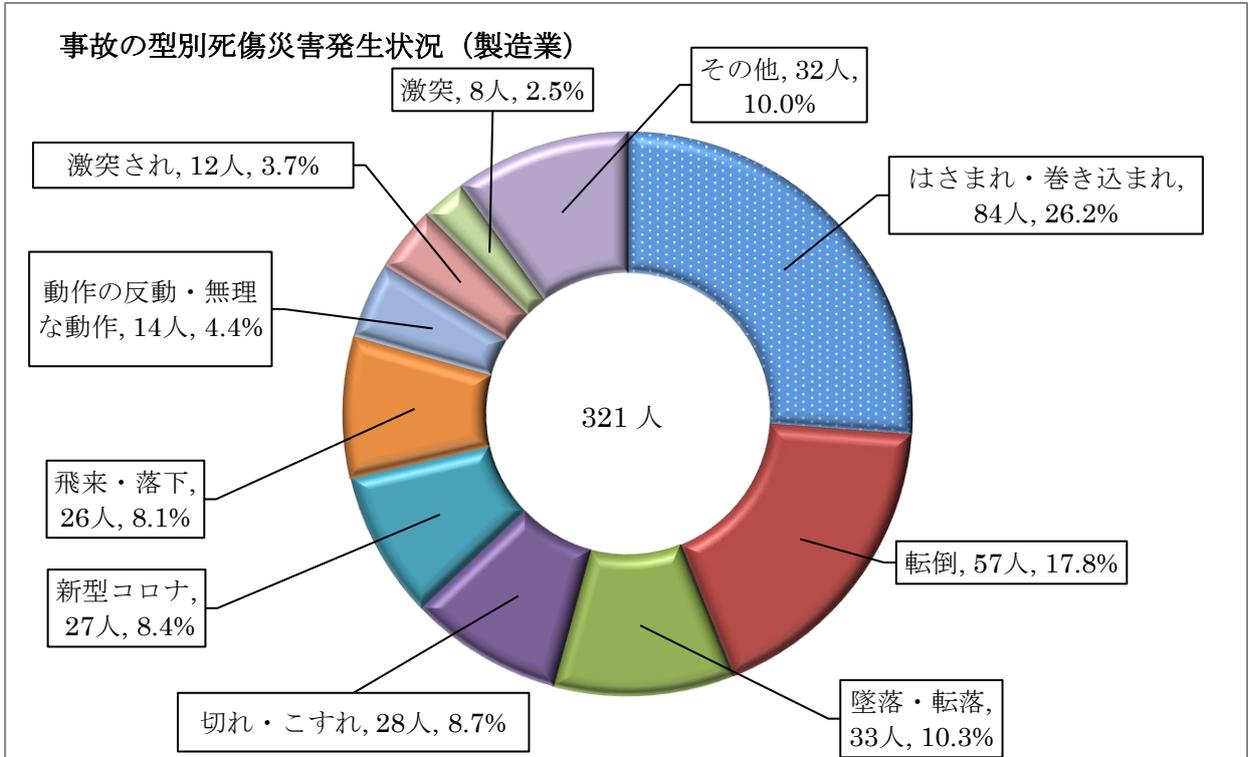
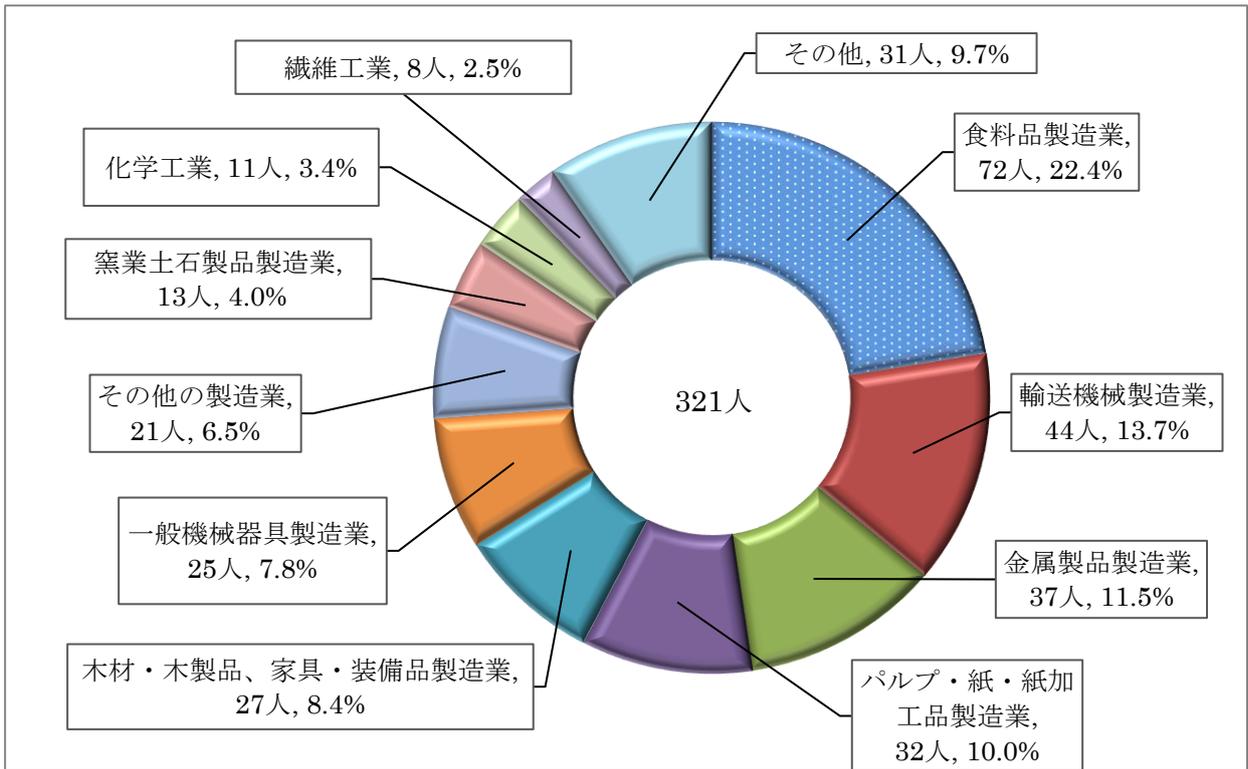
- ・第三次産業が全産業の61.6%を占める
- ・新型コロナウイルス感染症を除くと、全業種の前年同期比で+6人（0.5%）の増加となっており、特に増加が顕著な業種は、接客娯楽業（12.8%）、保健衛生業（10.5%）、建設業（10.1%）である。

2 事故の型別死傷災害発生状況（全産業）



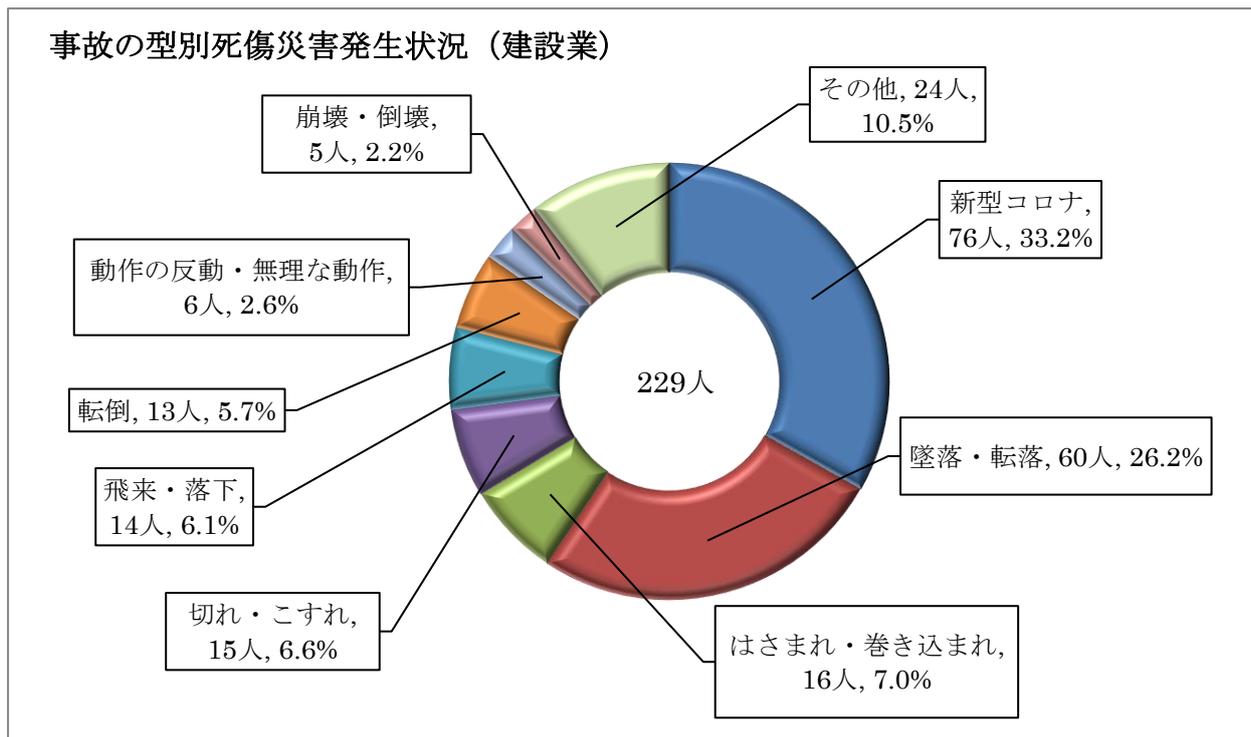
- ・「新型コロナウイルス感染症」が43.5%を占め、特に保健衛生業や建設業での感染者が多い
- ・次いで「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」の順に多い

3 製造業における死傷災害発生状況



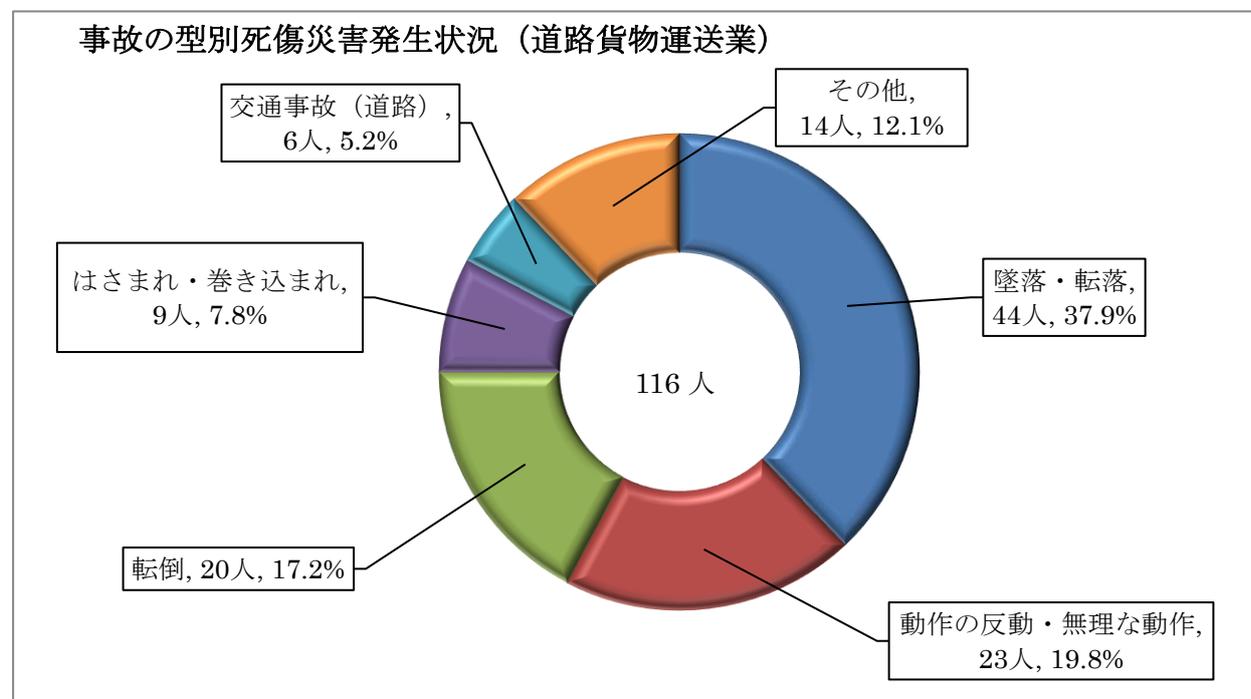
・「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く26.2%を占め、次いで「転倒」が17.8%を占める

4 建設業における死傷災害発生状況



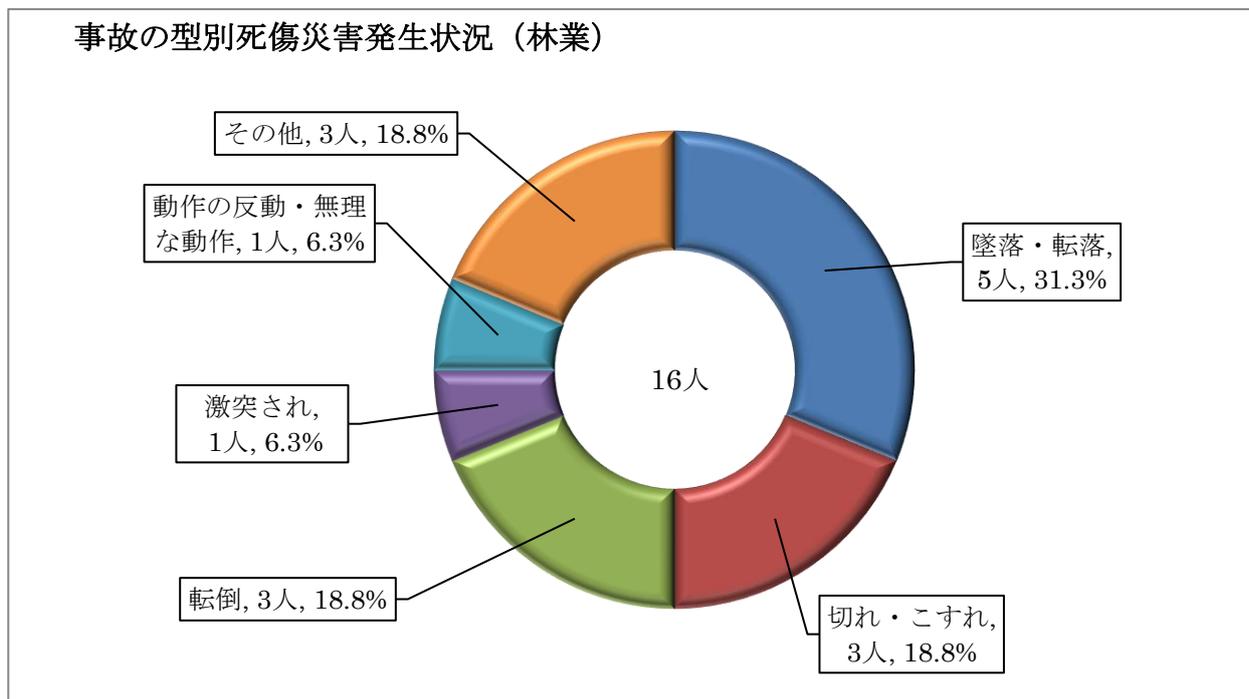
・「新型コロナウイルス感染症」が最も多く 33.2%を占め、次いで「墜落・転落」が 26.2%を占める

5 道路貨物運送業における死傷災害発生状況



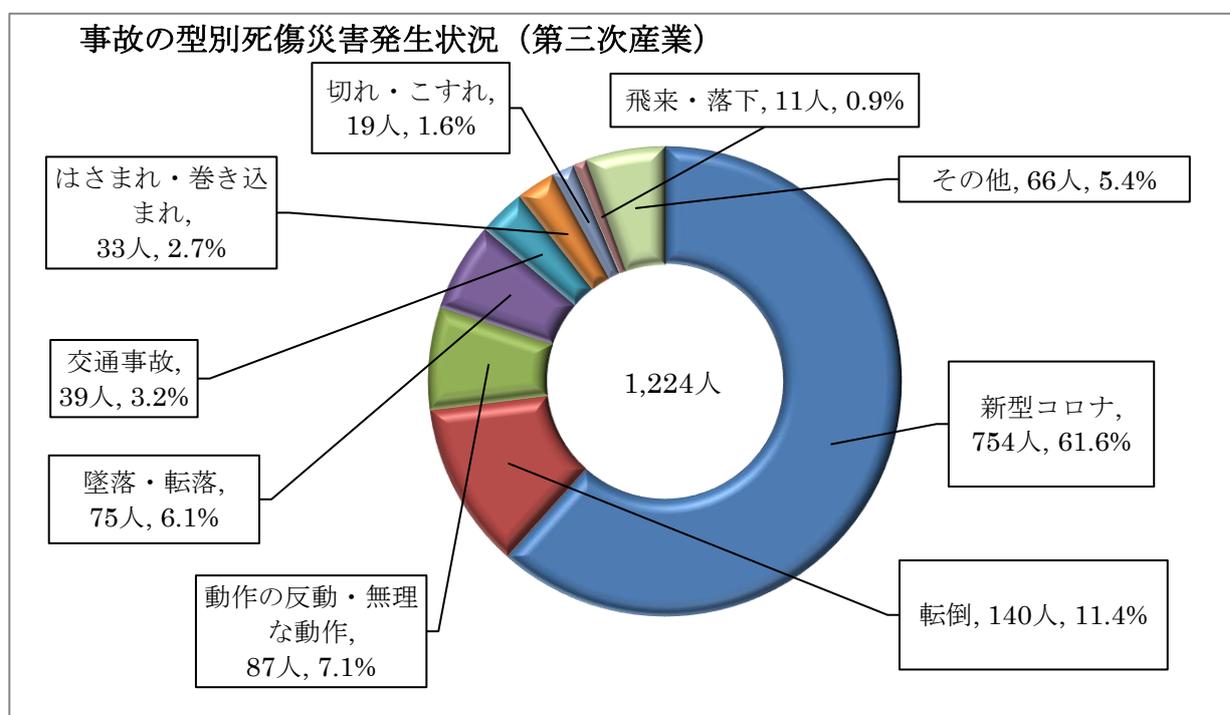
・「墜落・転落」が最も多く 37.9%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作」が 19.8%、「転倒」が 17.2%を占める

6 林業における死傷災害発生状況



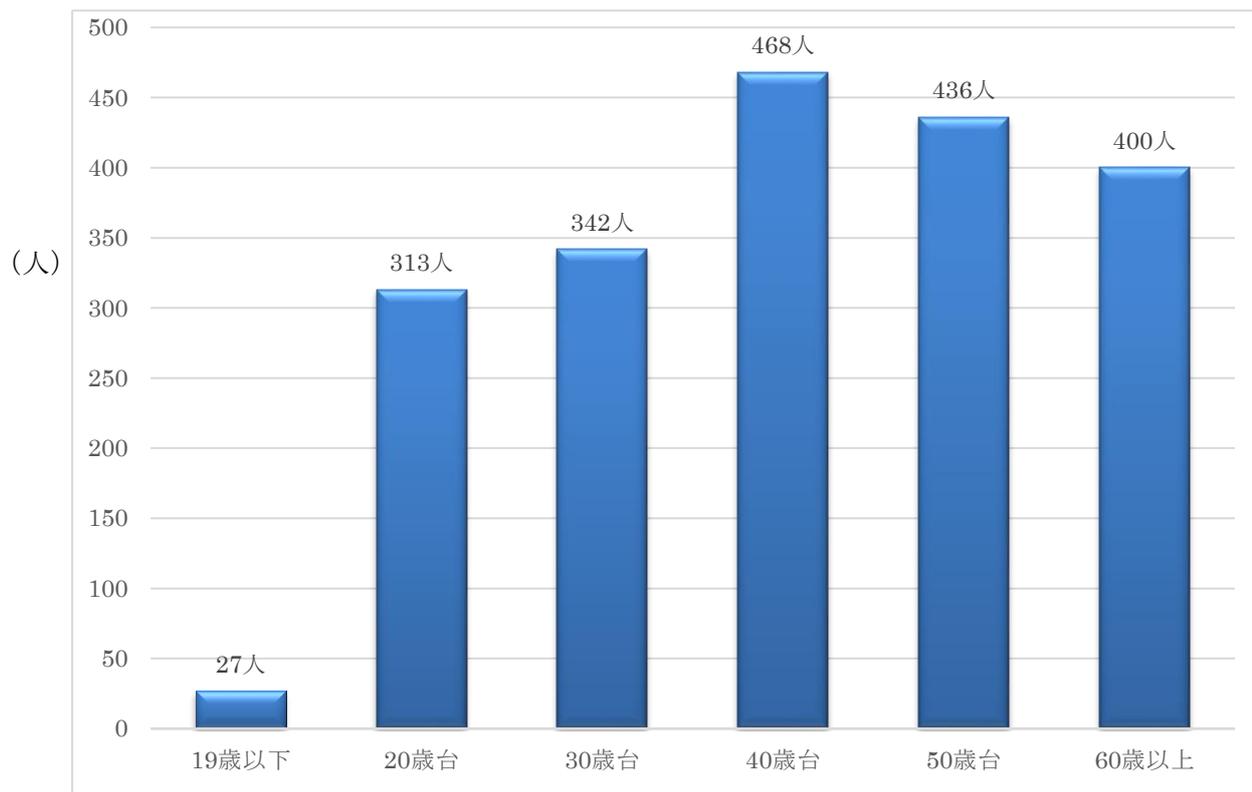
・「墜落・転落」が31.3%を占め、次いで「切れ・こすれ」及び「転倒」が18.8%を占める。

7 第三次産業における死傷災害発生状況



・「新型コロナウイルス感染症」が61.6%を占め、次いで「転倒」が11.4%を占める

8 年齢階層別の死傷災害発生状況



- ・ 60歳以上が全災害の20.1%を占めている

令和4年 死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	今治	1月 7時台	造船業	男	30 歳代	鉄工職	—	建造中の船内の機関室において、アーク溶接機を用いて足場を組み立てていたところ、火花が着衣等に引火して火傷を負ったもの。	火災 アーク溶接装置
2	宇和島	4月 8時台	建設業	男	50 歳代	主任 技術者	地方公 共団体	治山工事現場において、同僚労働者が掘削箇所の斜面中腹で座り込んでいた被災者に気づき、その際、被災者は腰と脇腹を打ったと訴え、後に失神し死亡したもの。	転倒 地山、岩石
3	八幡浜	5月 8時台	建設業	男	60 歳代	型枠工	国	トンネル工事の坑口付近でコンクリート擁壁の型枠工事を行っていた被災者が一時的に現場を離れた後、作業現場から南方の約100メートル下に位置する県道斜面にある防護ネットに挟まっている状態で発見されたもの。	墜落、転落 地山、岩石
4	八幡浜	6月 8時台	造船業	男	80 歳代	造船工	—	廃棄予定の船の係留ロープをジブクレーンで移動させるため、玉掛け作業を行った。約5m程度つり上げたところで玉掛けに使用していたワイヤロープが破断し、つり上げていた係留ロープが被災者の頭上に落下し、下敷きになったもの。	飛来、落下 玉掛用具
5	宇和島	6月 11時台	建設業	男	70 歳代	土工	地方公 共団体	河川改修工事における河川敷の整地作業において、被災者は現場の計測作業を行っていたところ、後進してきたドラグ・ショベルにひかれたもの。	激突され 掘削用機械

令和4年 死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
6	松山	7月 14時台	警備業	男	30 歳代	警備員	—	被災者は9時から市内各所でケーブル配線工事現場で交通誘導に従事していた。14時頃休憩のため小型自動二輪車に乗り現場を離れたところ、路上で転倒し意識不明となり病院へ搬送され、熱中症による多臓器不全により死亡したものの。	高温の物との接触 高温環境
7	松山	7月 14時台	建設業	男	70 歳代	配管工	民間	松山市内の工事現場に向かうため、積載型トラック（リース車）と軽ワゴン車（私用車）の2台（各2名が乗車）にて静岡県を出発。途中休憩を取りながら、神戸淡路鳴門自動車道布施畑トンネル内を走行中、軽ワゴン車がトンネル内の側壁に激突し、助手席に乗車していた1名が死亡し、運転手の1名が負傷したものの。	交通事故 乗用車
8	八幡浜	8月 13時台	建設業	男	50 歳代	電工	民間	アーケードのスライド式可動屋根の上部に設置された電線の移設工事のため、被災者が、当該可動屋根のレール上に乗る、電線を支持する架台の鉄骨支柱に金物を設置していた際、地上にいた他の労働者が可動式屋根の開閉スイッチを押したため、可動屋根と金物を設置していた架台の鉄骨支柱との間に胸部を挟まれたものの。	はさまれ、巻き込まれ 建築物、構築物
9	今治	8月 8時台	造船業	男	50 歳代	とび工	—	建造中の船舶のエンジンルームにおいて、仮設足場の解体作業を行っていたところ、足元の作業床が崩壊し、高さ約8メートルの位置から墜落したものの。	墜落・転落 足場

みんなの安全を、みんなで守り合う。



／ 加盟は無料です！



コンソーシアムについて

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

シンポジウム開催告知

令和4年10月(予定) ▶ 令和5年2月(予定)

全国7会場(各1回) 東京 / 大阪 / 仙台 / 新潟 / 静岡 / 広島 / 香川

SAFEコンソーシアムポータルサイト →



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。



Safer Action For Employees

「従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいきます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけていきます。

コンソーシアム設立の背景・目的

近年、小売業および介護施設を中心に転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。しかしながら、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等については、その防止に取り組むメリットがわかりづらく、企業や労働者の行動変容につながっていない状況があります。SAFEコンソーシアムは、このような現状を打破するため、幅広い関係者(企業、団体等)の参画を募り、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、新たな切り口による取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労災防止・健康増進事業連携マッチング

取組

- ① 労働災害問題の協議・周知(シンポジウム)
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ④ 参画メンバーの地位向上(ロゴマーク、バナー等)



従業員の幸せのための取組を行っている企業・団体に事例を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰する予定です。

〈応募期間〉令和4年10月(予定)▶12月(予定)

〈アワード開催〉令和5年2月(予定)

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
Twitter @safe_mhlw

https://twitter.com/safe_mhlw



1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主催する運動で、本年で52回目を迎える。

令和3年の労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加し、死者数は149,918人と平成10年以降で最多となった。死傷者数をみると、高年齢労働者による労働災害が依然として増加傾向にあり、業種別では特に、社会福祉施設や製造業では前年より大幅な増加が見られた。事故の型別では、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、「転倒・墮落等の」動作の反動・無理な動作で大きく増加した。

また、本年上半期(1～6月)の労働災害の状況を見ても、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業で死傷者数が増加した。特に小売業、保健衛生業(社会福祉施設含む)、警備業等を含む第三次産業は昨年同時期より59.8%増となっている。事故の型別では「転倒・動作の反動・無理な動作」、「その他(主として感染症によるもの)」が目立つ。誰もが安心して安全に働ける職場環境づくりや、転倒・墮落災害予防のために若年期から身体機能の維持向上のための取り組みが重要である。

令和4年においては、労働安全衛生法施行令の改正により、職長等教育の対象外であった、食料品製造業(うまみ調味料製造業および動物油脂製造業は従来から対象)、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加され、令和5年より新たな職業となった者に対する教育が義務化されることとなった。職長は安全の要と云われる重要な立場にあることから、義務化を契機に安全衛生活動のより一層の活発化につなげたい。

労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化される。具体的には、代替物の使用等によりリスクアセスメント対象物にはく露される程度を最小限度にすること(令和5年4月1日以降)、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任すること(令和6年4月1日)、衛生委員会が付議事項を追加すること(令和5年4月1日以降)等、改正を踏まえた対応が求められる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が丸ごと、丸ごと安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中で迎える年末年始は、荷だたしい中での大掃除や掃除設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全量で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えらるよう、安全・健康への思いを新たに、本年の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日までとする。

3 運動標語

「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

4 主催者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主催者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- 3 K Y(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 4 安全保護具、労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 5 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 6 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- 7 転倒・墮落・転落、はさまれ、巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 8 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 9 交通労働災害防止対策の推進
- 10 安全衛生パトロールの実施
- 11 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 12 年末時期の大掃除等を契機とした5 Sの徹底
- 13 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 14 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 15 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 16 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- 17 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 18 自然災害等に伴う復旧・復興工事における労働災害防止策の推進
- 19 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 20 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

迎春

主唱：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動

令和4年度 年末年始無災害運動標語

待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始

資料 6

2022 2023
12/1 ▶ 1/15

無料

最新の安全衛生 中災防メルマガ会員登録中

詳細は 中災防メルマガジン

検索

賛助会引定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

研修会割引

JISHA 中災防

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp

[ホームページ] https://www.jisha.or.jp/

※お問い合わせは総務部 広報課

休暇をとって、
いつもと違う冬を探しに行こう。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。